

## 令和4年 第7回農業委員会議事録

令和4年7月25日午前10時00分に第7回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《通告欠席》

3 番 (小関 金也) 5 番 (高橋 央) 16 番 (星川 礼子) 17 番 (西塚 喜行)

《無断欠席》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長補佐	田中 誠	農地係長	渡辺 美由紀
事務局主事	菅野 幹太		

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- |       |                        |
|-------|------------------------|
| 報第11号 | 農地法第18条の規定による解約通知について  |
| 報第12号 | 農地法第43条第1項の規定による届出について |
| 議第18号 | 非農地証明について              |
| 議第19号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について      |

## 令和4年 第7回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和4年第7回通常総会を7月25日（月）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（事務局長補佐）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局長補佐）

ご着席願います。3番 小関金也委員、5番 高橋 央委員、16番 星川礼子委員、17番 西塚喜行委員よりそれぞれ欠席する旨、連絡がありました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は15名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さんおはようございます。梅雨明けは早かったんですけども、戻り梅雨と言いますか、梅雨明け後に雨の降る日が多くて皆さん稲の管理に大変苦勞していると思いますけれども、稲と、すいかの方はそうでもないんですけども、稲の育ちがずいぶん遅れているなど感じております。いつもの作がとれますように願ひまして本日の挨拶といたします。

（事務局長補佐）

ありがとうございました。それでは、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

只今より令和4年第7回尾花沢市農業委員会通常総会を開会します。出席委員も定足数

に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、2番 柳橋澄子委員、4番 大崎清孝委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をもって報告いたさせます。局長補佐。

(事務局長補佐)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。説明させていただきます。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第11号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてご報告いたします。議案書は1頁になります。案件は3件であり、貸人、借人、両者による合意解約です。全て相對契約の解約です。解約後の利用予定ですが、No.1が未定です。No.2、No.3については自作予定です。申請地、申請人については資料のとおりになります。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより報第11号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第12号「農地法第43条第1項の規定による届出について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

農地法第43条第1項の届出があった件について、国からの運用通知に基づいて書類審査を行い内容が適正でありましたので、先の運用通知に従いまして、専決処分で受理通知を交付しましたので報告いたします。

場所につきましては、3頁をご覧ください。荻袋地内で申請者の選果施設の隣になります。設置するものはパイプハウスです。パイプハウスの構造等につきましては、6頁から9頁にございますけれども、施設全体が日光を透過する素材で覆う計画ですので日照の影響はございません。また、雨水や今回の施設計画である育苗等で利用した水も周辺農地での地下浸透を計画しているということでしたので排水処理の観点も問題はありません。

営農計画ですが、すいかや水稻、長ネギの育苗に利用するとのことでした。約半年間、施設内に農作物がなくなる時期がございます。

当該地で農業用の資材や農機具の保管を行った場合には違反転用になることを説明し、受理通知と標識を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより報第12号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第18号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第1班主任、鈴木勲委員の報告・説明を求めます。

( 9 番 鈴木委員 報告・説明)

( 議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

( 議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第 18 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

( 議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第 31 号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

( 議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第 19 号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書 18 頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からです。今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が 53 a、使用貸借設定は 119 a となります。申請地は、すべて農振農用地区域です。計画面積合計は 173 a となります。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田が 53 a。使用貸借設定は、

田が 1 1 9 a、合計しまして 1 7 3 a です。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は、出し手 2 名、受け手 2 名。使用貸借設定は、出し手 1 名、受け手 1 名。合計しまして、出し手が 3 名、受け手が 3 名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、1 0 年以上が 2 件で 5 3 a です。使用貸借設定は、1 0 年以上が 1 件で 1 1 9 a です。

次に隣に移りまして、1 0 a 当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の物納が 6 0 kg から 1 0 4 kg です。

次に頁移りまして、個別状況です。1 5 頁は利用権設定で No. 1 のみ使用貸借です。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第 1 9 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和 4 年第 7 回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前10時21分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。  
議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和4年7月25日

尾花沢市農業委員会

議長 \_\_\_\_\_

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_